

第十回 参議院文部委員会、會議録第九号

昭和二十六年二月十四日(水曜日)午前
十時五十六分開会

委員の異動

二月十三日委員工藤鐵男君及び木村守
江君辭任につき、その補欠として左藤
義詮君及び上原正吉君を議長において
指名した。

本日の會議に付した事件

○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出)

○委員長(堀越二郎君) それではこれ
から會議を開きます。

本委員会に提案になつております教
育公務員特例法の一部を改正する法律
案の逐條に移りますが、更に又繰返し
て總括的な質問の残つておる方は逐次
やつて頂くことにいたします。現在の
ところまでは十五條のところまで行つ
ておりますが、更に今日は十五條のと
ころから始めますから、質疑のある方
は……。

○岩間正男君 十五條の削除の理由は
しばしば今まで説明があつたのであり
ますが、これによると、私学の構成と
それから公立学校の場合はいろ／＼違
う、その違ふ理由としては大体まあ大
学の自治の伝統がある、それは尊重さ
れなければならぬ、こういう面と、
それから仕事の内容において大学は研
究並びに教育の機関である、然るに又
公立学校の場合は教育が殆んどその重
なる任務である、こういうふうな仕事

の建前から考へて当然そこに違いが出
て来る、事前審査の問題もそういうもの
の連関されるのだ、更にまあ非常に
公務員の数は多い、その煩にも堪えな
いというのが言外に含まれておられた
と思うのです。これが大体稲田さんの
今までの説明の趣旨ではないかと思つ
たのですが、私はそういう問題について
全然これはそういう建前について無視
するといふことを私も言つておるの
ではないのでありますけれども、問題は
教員の身分の問題、教育公務員特例法
の教員の身分、その点私はお伺ひした
のであります、従来のいわゆる教員
の身分による階級制といふんです、大
学は非常にこれは何か重々しく、そ
うしてこれは非常に国の最高研究機関で
ある。こういうふうな権威を付與す
る。併し一般の公立学校におきまして
はどうもそういう面が殆んど認められ
ない。これはあとで大臣にも質問しよ
うと思つてあります、そういうふう
な点、これは大学をアカデミックなもの
に非常に権威を認めて置いて、そうし
て一般の学校に対しては手足のよう
に使う。これは国家として支配権力の末
端機構だから、全く手足のようになつて
動かさなければならぬ、こういうふうな
根本的な概念が底にひ
つておる、そういう形において果して
日本の教育の改革はあり得るかどう
か。これは従来の関係であつて、従来
の觀念がこういう時代の一つの反動時
期において再現しつつある。こうしか
見られないのであります、我々は日

本の教育、敗戦後の教育改革にそい
う一つの階級制といふようなもの、セ
クショナリズム、こういうものからど
れほど教育がそこなわれて来たか。む
しろこういうものを撤廃して、そこに
流通したところの姿を確立しなければ
ならない、こういう観点からたまたか
つて来たものから見るという、甚しく
不合理な感ぜざるを得ないのでありま
す、そういう点についてはどうい
うふうな見解を持つておられるか、これ
について御答弁を承りたいと思いま
す。

○政府委員(稲田清助君) 只今岩間委
員の仰せられました通りに、この十五
條につきましては前同一席申上げたわ
けでございます。そう申上げたの
は、決してこの初等教育乃至中等教育
における教育の自由、或いはそれに關
連した研究の自由といふものの
を全然無視するとか、或いはそれを制
約するといふ意図で申上げたのでない
ことは御了承願ひしておるかと思つて
おります。又大学のみに権威を認めま
して、初等、中等の教育に對しまし
て、権威を輕んずるといふような氣持
も毛頭ないのです。ただその間現実の
兩者の教育を比較したて見ました場
合に、自然教育の質の差と申します
か、程度の差が著しいものがあるであ
ろうといふことを申上げたわけござ
います。大学の教育におきましては、
講座担当教官がその教育方針を立て
る場合、これはまあその担当教官
の意図によつて非常に自由にいたしま

す。又研究も勿論である、そういうよ
うに銘々自由になつておりました
で、これに對しましては学部長とい
ども専門外のことは分らない、学長とい
えども……そういう各教授が個々に教
育方針を立て、或いは研究方針を立て
て運用する場合に、それが一体として
の学部、或いは一体としての大学教育
という機能を發揮いたしますためにど
うしてまとめるかといふ点につ
いては、教授会或は協議会、その議に従つ
て学部長、学長が働か、それに対して
は任命権者であります文部大臣とい
へどもこれを非常に尊重する。それが
まあ自然の、質から出て参りますと
ころの必然の帰結である場合、これに
對して勿論初等教育、中等教育におき
ましては、各市町村を通じ、日本全
国といつても、とにかく一應共通の基準が
あつて、とにかく一應共通の基準が
あつて、あえて画一を意図するのじやあ
りませんけれども、自然の必要とい
はしまして、そういう共通点が基準に基
いて教育が運営せられ、而も又各教科
を担当する教官の教授なりそれに關連
する研究といつても、学校にお
いては学校の一体的な連繫が必要であ
る、又人間においては人間の一体的な
連繫が必要である、従つて校長或いは
任命権者である教育委員会において、
その教育の水準が向上するといふよ
うな点から見ますれば、全体を把握する
必要もあり、又それも可能であるわけ
であります。そういう意味においてこ
の人事の問題につきましても、府県教

育委員会が教育の水準を維持するとい
ふ必要から、教育委員会のほうで自
動的に人事を考慮しなければならぬとい
ふ要素が、この部面の教育においては
非常に大きいことが大学とは違つて来
る、必ずしも本人の自由意思のみによ
つてこうした初等教育、中等教育がで
きにくいと申しましたも、中等教育乃
至初等教育に對する教員に對して身分
保障が要らないといふのではない、身
分保障につきましても、公務員法の第
四十九條以下の條項によりまして、人
事委員或は公平委員において慎重に而
も又適正な審査が期待せられる。その
結果若し処分が間違ひであると思つた
ならば訂正せられる。この身分保障に
依存して参ります場合に、これらの
教員に對する身分保障は徹底し得るん
じやないかと、こういうまあ見解で申
上げたのであつて、あえて片方のみに
権威を認め、或いはあえて片方の自由
を制約する。そういう意図でなくて、
本質上そういう相違があるんじやない
か、こういう意味で申上げたのであり
ます。

○岩間正男君 何遍説明を繰返してお
聞きしましたも、我々を納得させるも
のにならん。無論そういう差違につ
いては私も先ほどから申上げますよ
うに、現実にあるといふことはわかりま
す。併し大体大学でもこれが無方針で
全然一つの統一された目的の下にやつ
てないといふことじやないのであつ
て、やはりそこには一つの、一國の文
政の方向に合致するといふ意味では、

第七部 文部委員会會議録第九号
昭和二十六年二月十四日【参議院】

やはり教育委員会が府県の教育を自主的にやり一種の統一的形式でやつていけるような意味を持つておる。そういう点を、いろいろ太学の特長性について説明されるのであります。私はこの中で特に伺いたいのは、これは教員の身分の問題なんですね。身分の問題をどうするか、つまり大学教員の身分と公立学校の教員の身分、それらを一体これに對して不利な処分を受けたときに、まあこれに對して公平な一つの処置を與える、こういうことが一番大きな眼目になって来るのであります。そこは性格とも無関係で、併し身分上の問題を考へて行くときに、なぜそういう差違を立てる必要が出て来るか、その根拠が今の説明ではまぎらわしいと思ふのであります。その点も少しはつきりした根拠があつたのはうにあるのですかどうですか。

○政府委員(稲田清助君) どうも説明が大変まずくて、同じことを繰返すことになりまして大変恐縮でございます。それけれども、ともかくこの第五條を設けた理由は、本人の立場のみならず、本人が身分保障を處分の事前で争う、この一点からみれば第五條は解釈し得ないんじゃないか、なぜ大学について第五條があるかと申しますと、任命権者と大学管理機関、いわゆる大学の自治というふうな観点においてこの五條が設けられたというふうな考えられるのでございまして、初等教育乃至中等教育に關連いたしません教員につきましては、先ほど申し上げましたように、あえて本質上の相違という、これは誤りかも知れま

せんが、その間非常に程度の相違と申します。か、實際教育の運営される状況を見まして、大学と文部大臣というふうな関連と、教育委員会と高等学校以下の教員という間におきましては、その関連が相違するところがある。その点から見まして、第五條を大学について設けた、同じことを高等学校以下の学校に考へることは、高等学校以下の教育に關する人事行政の運営から見ると適當ではないのじゃないか。身分保障という問題につきましては、先ほど申し上げましたように、地方公務員法四十九條、国家公務員法八十九條以下の規定によつて相等しく保障を期待する、こういうふうな私どもは考へておるわけでございまして。

○岩間正男君 これはまあ何回繰返しても同じようなことになると思ふ。まあ議論の範圍まで入る段階じゃありませんから、私はこの程度にしておきますが、要するに、今の説明では根拠が非常に薄弱である、どんなに繰返されても……な、稲田局長は答弁の妙を得ておられるというところは、先に大学の審査の場合はどうだかという、やはり本人の身分の問題だと言われ、それに対して私はこれは単に個人の身分だけの問題じゃない、大学もやはり一つの機能、こういうものと深く連関するであろう、こういうことを私がまあ反問しましたら、これはその線を改められて、今度の公立学校の説明のほうにおいては、單に個人だけの問題じゃない、そういうこれは一つのやはり公立学校の機能とも連関する、こういうふうな説明を交えられたのは進歩と認めるのであります。それは非常に妙を心得ておられることは事実で

あります。もう少し統一した、確信のある答弁を私は切望します。併しこの問題はなんぼ深入りしても恐らく水掛論になるでございましょうから、この辺に止めておきます。併し又関連した

○矢嶋三義君 稲田局長にお伺いしたのですが、十五條の削除についてはこの前から御説明を承つて大休政府委員の気持はわかつたわけでありまして、この際私は一つお尋ねいたしたいのは、高等学校以下の先生に事前審査の手続きがない、それで法的になくても、それに代るべきようなものを実質的に設けることに對してはどういう見解を持たれておられるか、私この前もちよつと申し上げましたが、高等学校以下の教員は非常に身分が不安定なんですね、教育委員会当局としても、やはり教育の振興を図るために現在おられる、だから出身地主義なんか捉われず、適材適所に職員を大移動したいという氣持を持たれておられると思ふのです。が、それにはやはり必要なことな

自由奔放な適材適所の人事行政というものはない、それは行へないと思ふ。併しそれが現在の、その観点のみから教育委員会当局はやらねばならない、これが、そうなりますと随分無理が出て来ると思ふのです。それともう一点、これはまあ皆さん御承知と思ふのですが、曾つての日本の元中等教育、現在は高等教育ですが、これには相當根強いところの學閥というものがある、これが民主教育を非常に妨げたものです。それから義務制によりまして、県によりまして二つの師範学校がある、例へば東京とか、大阪、福岡はその典型的なものだと思ふのですが、そういうようなものが終戦後なくなりつつあることは民主教育の確立上非常に喜ばしいことであるのであります。が、そういうものを是正する意味からいつて教員に自主性を持たせる、教員に權威を持たせるという立場から、私はやはり岩間委員の言われましたように、原則的には大学の教員の事前審査というものは高等学校以下の人たちにないものである。こういうことを考へるのです。が、政府委員の説明も一部諒とすると、そこがございまして、そこで私はこういうことをやつておられるところがあるわけですね。教職員の任免についてそれをやる場合には、発令したのちに無理が出てはいけなから、だから民主的に若干の代表を選出して、それを学校の諸機関として、学校長はその人の意向を聞いて、勿論教育委員会は教育公務員特例法によつて学校長の意見を聞かなければならないことになつておられるので、そこで校長はその諸機関の意見を聞き、教育委員会はその

校長の意向を聞いてやる、こういうふうになりますと、法制上の事前審査というふうなものはないけれども、實質においてその精神を酌んだところの無理のない民主的な人事行政が行われるのじゃないか。そういうことをやつておる府県もあるやに聞いておられるのですが、そういうものに対して局長はどう考へられるか、又これを助長するような意思はないかどうか、その点についてお伺いしたいと思ふ。○政府委員(稲田清助君) 只今のお話のように、各教育委員会の当局がその管下の各地に存在いたします学校が土地の事情によりまして、或いは山間、或いは離島、都市といふ條件が違ひます中に、すべての学校に對しまして教授力を充實いたして、管下の教育の水準を向上する、こういう観点に立つての考慮と、又個々の教員の一人一人のいふやうな條件から考へます要求と、この二つの問題を結び付けまして人事行政を行うという点が非常に御苦心もあり、又その辺について何とかよい結果を得るやうに御工夫になつて、只今お話のような種々の方法を取つておられるということにつきまして、我々といひましたしても、それらの教育委員会が、この人事行政を今の二つの要請を適當に合致せしめる意味において運営する手段としておとりになつておられることは、大変結構なことだと考へております。○委員長(堀越儀郎君) それでは第十大條に移つてよろしくございませうか。○岩間正男君 これはちよつと今の連関ですが、やはり稲田局長に現実に話をして。どうも十五條をこれだけ

学校の先生などというのは権力者に非
常に左右されたし、非常に卑屈にな
る、或いは又その意に反すると随分ほ
んぼんやられた。それから又太平洋戦
争中なんかはまあ自由主義者くらしいの
もので全国的にこれは教壇を追放され
た。例えば綴り方事件、こういうよう
な問題があります。又長野における教
員赤化の問題、こういうもので厩大に
何百人の人が実に不当な形で追放され
た、教壇を追われた、そういうことが

○政府委員(稲田清助君) 只今のお話の通りでございます。戦前に行なわれた教員に關しまする、人事の非常に多くのものが戦後においては反省せられ、改められなければならないということは確かにその通りであると考へております。それらの考へからいたしまして、教育が不当な支配に影響されないう目的を以て公選の教育委員会が教育の万般を掌る。而も又會つては知事或いは市長の下に視學がおりまして、人事指導を同時に一人が持つてお

○岩間正男君　そうすると、まあいろいろなそういう措置が今までとられた。その中の一つですがね、例えば今この度問題になつてゐる教育公務員法の十五條第三項、つまり「任命権者が、校長又は教員に対し、その意に反して降任し、免職し、その他これに對しいちもゆるしく不利益な処分を行い、又は懲戒処分を行う場合については、国家公務員法第八十九條から第九十二條第二項までの規定を準用する。」いわばこれは保護規定なんです。つまりなぜこういうものが設けられたかという趣旨と遡つて考えて見ますという、あの競争時代の馬鹿げた一つの思想彈圧、というものを保護する目的が、これは

○政府委員(稲田清助君) 只今のお話の点でございますけれども、従来の五條は地方公務員法ができておりま

○委員長(堀越鐵郎君) よろしくござ
いますか。それでは十六條。
〔関口政府委員朗読〕
第十六條第二項を次のように改め
る。

2 前項の採用志願者名簿は、教員長及び指導主事については、それぞれの免許状を有する者で採用を願ひ出たものについて、社会教育主事については、社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）に定める必要な資格を有する者で採用を願ひ出たものについて、それぞれ都道府県の教育委員会が作成する。

「質疑なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（堀越健郎君） それでは十一條。

〔閣口政府委員朗読〕
第十七條の見出しを「教育長の退職等」に改め、同條に次の一項を加
る。

2 教育長については、地方公務法第二十二條（條件任用及び臨時的任用）の規定は適用しない。

○若木勝藏君 第二項の点について

体的に説明を願いたい。理由を聞き
い。「教育長については、地方公務員
第二十二條（條件附任用及び臨時的

用)の規定は適用しない。」ということについて質問いたします。

○政府委員(關口隆克君) 教育長は一般職に属する教育公務員になることになります。ところがその職務の内容とか責任の度合という点において、教育委員会の他の一般の行政事務を取扱っている職員と事情を異にしただ点がございいます。又御承知の通り教育委員会は直接の公選で選ばれた教育委員により構成された会議体の行政機関でありまして、その委員としては、原則的には一般の住民の代表という資格が予想されております。又委員会は原則としては大体通例月一同とか二回とかいう程度の会合をして、そこで主だった事例を相談をし、きめて行くという建前をとつております。従つてその技術的な、専門的な助言の機関として教育長という独特の立場の職員を置くを必要とし、又そういう職員を採用してやるわけでございします。そこでまあこの制度の先駆であるアメリカの話などを伺つても、教育委員の非常に大事な職務の一つは、立派な教育長を探して来て、立派なよい教育長を選ぶことにあるということを言われているようにも聞いておるのでございします。現実私どものはうで、国におきましても教育長についてはそういう意味でいろ／＼の要件ということを考えておりまして、そのために資格につきましても、或いは講習をいたしますとか、或いは一定の資格要件というものを条件といたしますとかいうことをいたしますと同時に、一方で又任期四年ということも定めてまして、身分の保障と申しますか、仕事の継続性ということも考慮に入れておるわけでござい

並べて行くことができるならば、只今の矢嶋君の質問にも答えるところがあ

るのじやないかと思ひますが、項目的に挙げることで可ましようか。

○政府委員(關口隆克君) この点は原則として、地方公務員法の簡條に併せて、国家公務員法と併せてここに書き入れたのであります。なおどう

いうものかという点を具体的に事例を挙げていないことをごさいます。が、これはなお研究中でござい

ますので、先ほど申し上げました基準というものに當嵌まるかと思ひますが、なお

○高橋道男君 立法措置としては、或いはこれ以上細かく追及することがで

きないかも知れませんが、こういう如

何ようにも解釈のできる言葉が非常に

多いために、その解釈が地方によつて

非常に異なるということがあります。殊

に第二十一條は公務員の身分に關係す

ることであり、そのほかのものと

違ひますので、そういう点を成るべく

早く行政的な措置を以てしてでも明示

できるようにお取計らい願えれば結構

だと思ひますが、只今仰せられたよ

引きたいのであります。これは大

学教員が今日食えないという事態が

出ておる。食えないから止むを得ずは

かの事業というやうなものに何とか関

係する、こういう事態が起つて来るの

ですが、そこに内職問題というものが

どうしても発生する。こういう事態に

ついてはどう処理するのですか、やは

り今の高橋君の御質問とも関連するの

ですが、非常にあいまいにどうとも処

理できる、この問題は一番大きな広汎

な問題になつて来ると思ふのですが、

食えない問題と、政治活動の問題がこ

のなかでは一番大きな現実的關係を持

つと思ふのですが、この食えない場合

にどういうふうな一体文部省では考え

ておるか、これをお聞きしたい。今食

えないのは事実なんだから、文部省も

認めておられる、この前文部省から使

節団に出した報告書、あのなかで認め

ておられることはつきりしておるの

だから、これはどうするのですか。

○政府委員(福田清助君) 只今大学の

教職員の生活の困窮という問題につ

きましては大学の教職員の俸給と一般

の国家公務員との比較という点につ

きましては、いささか大学の教職員の

ほうがよくなつておるのが現状でござ

います。併しながら全般をひつくるめ

ま、生活が苦しいか案かという点に

なりました。それは勿論決して余裕

のあるものではない、これは申すまで

もないことではござい。それに對し

まする処置といたしましては、差当り

大学の教職員が研究のためにいろ／＼

書籍を必要とするであらう、或いはそ

の他研究に關する費用が嵩む、この点

を先ず第一に是正しなければならな

い。そういうやうな關係からいたしま

して、今度提案いたしております。明

年度予算におきましては、從來よりも相

費等につきましては、從來よりも相当

増額いたしておるわけであり。決

して十分とは考えておりません。決

も、將來にかけまして研究費の増額そ

の他の点からみまして、研究活動に支

障のないやうな措置は講じて参りたい

と考へております。

○岩間正男君 どうも私の質問に對す

る答弁にならないと思ふのです。これ

はちよつぱり研究費が殖えたというの

は予算委員會のほうでやればよいかも

知れませんが、生活費の問題なん

で、研究費の問題を先ず問題にする前

に、これは私は大学を一例として引

いたのであります。無論大学の先生だ

けの問題にやありません。これは小学

校、中学校、高等学校の先生が今食

えない、こういう事態がどのように深刻

に發生しておるかというところは多く

論を要しない。そういうときにやはり

内職的な形で兼職をする、こういうよ

うな事態が發生して来て、今後これは

教育委員會あたりそういうところで非

常に問題を起さないといふことはでき

ない、この條項によりますと……こ

れについては取りあへず文部省は一体

どう考へておられるのか、この点明確

に。食わせないで置いて最低生活をす

ることができないで、現に原田教授の

ごときは地方税を納めるといふことが

できないといふ良心的な責任を感じて

自殺をした。そういう現象が起つて

おる、そういう例はたび／＼申上げ

ましたから、たくさんありますが申上げ

ません。こういう事態が起つておると

きに一方ではこういう規定はしたので

ありますけれども、こういう條項と連

関してどういふふうに文部省はこれを

解決しようと思へておられるのか、こ

ういふ事態が發生した場合に、發生した

場合でなく發生するのです。發生しつ

つあるのです、どうですか。

○政府委員(關口隆克君) 大学から幼

稚園までの学校の先生がたの生活が非

常に窮乏しておる、或いは非常に困難

であるといふことは私どものほうで作

りました俗にいう教育白書の中でも残

念ながらこれを肯定いたしておるわけ

でござい。この事態を解決するた

めには文部省といたしまして或いは

地方といたしましてそれ／＼待遇を

改善し、給與をよくするために努力

をいたしております。その努力にもか

かわらずなおこの事態を全く改善する

というには至らないといふことは返

すまでも残念だと思つております。併

しながらこの問題は直接この條項に

かゝるものではないと思ふ。この條項

は教育に關する職務については地方公

務員法の三十五條、国家公務員法の百

一條、教育以外の仕事については三十

八條及び百四條といふものに対応した

事項をここに盛つておるのであります

で、従つてその兼職兼業から収入を生

ずる場合もあり、或いは生じない場合

もあるかも知れないのであります。必

ずしも収入といふことに関連してだ

け考へておるのではないのだといふこ

とを一つ御了解を得たいと思ひます。

併しながらなおかようなことのほかに

も或いは兼職兼業によつて事実収入を

得ることができ、それによつて生活費

の相當の補給ができるという場合も勿

論あることであらうと、私どもとしま

してはどうかその教員のかた／＼が自

分の本務に支障のないやうなことで

あつて、なおかつ望むらくは本部門に

も役に立ち、その兼業或いは内職が又社

会の役にも立つやうなものがあつて、

それによつて内職しつつ本業のほうを

少しも阻害することなく行くことがで

きるというやうなことがあれば、非常

に結構なことだと思ひます。

○岩間正男君 結構ですな。

○政府委員(關口隆克君) そういうふ

うに思つております。

○岩間正男君 そゝいう職業があれば

非常に結構だと思ひます。ところがそ

ういふのがなくなつて、どん／＼狭め

られて、御承知のように失業者が街に

あふれておるといふ形が出ておる。併

し一方では本務を果すことができない

といふやうな給與狀態であるといふこ

とは、文部省も今の御答弁で認めて

られる。基本的には何といつてもこ

ういふ條項が本當に行われるなら、ち

やんと少くとも最低生活を何とか教員

として食へし、食つて身分を維持して

行く、これだけのものはちゃんと充足

された上でどういふことを言われるの

だ。まあ我々も一応納得できるのです

が、食えない。そうしてひどい赤字に

苦じられておるといふところに追い

込み、現在の具體的にいいますと、七

千九百四のベースでは問題にならん

だ。だから例へばこれは日本教職員組合

の過日の中央委員會におきましては、一

万二千四百ベース、これなしにはもう

ても問題にならん、そうしてこれは民

間の多くの労働者たちからも全面的に

支持を受けておる、科学的な一つの調

査に基いたそういう線さへ出ておる。

が進められて来たわけなんです。この二十一條の改正案は、今のも勿論入つておりますけれども、先ほどから岩間委員の言つておりました内職の問題ですね、地公もできた、教育公務員特例法もできたという、それじゃそれを忠実にやろうとすれば教師は生活安定の裏付がないから罷を食う以外にないんだ、それに対して政府がどれだけのことを考えておるのかという立場から一般質問的なことを申し上げたわけですが、今の我々に適用されている法律からいつたら、今先生がたが食べられないで内職でダンサーをしておる。それは地公の三十八條にはつきり出ています。おでん屋もいけません。そういうことはこの改正を待つまでもなくちやんと地公の三十八條にそういう内容のもののはつきりと規定されておる。そういう法律ができて更にこういう特例法というものが出た。そこに教職員の生活の実体とそれから教職員の規定して行くところのこの法律の間に非常にギャップがある。それに対して法律を提案される政府としてはこれに処するだけの決意を持ち、又問題が起つた場合に責任を持つかという角度から立てられておるわけでありまして、今言いましたようにこの解釈をこれだけにして、そういう方面の問題を全く無にするということとは許されないとこう思うのです、如何ですか。

○政府委員(關口隆寛君) 先ほど同委員の御質問に対してお答えしました際、に申し上げましたように、内職或いは生活費の問題からだけこは考えているんではないということをお申上げたんですが、生活費の問題でない点について、今加納委員からのお話がありまして、それに対して私もそういう趣旨だと思つておるのだと申上げたので、これはやはり一方だけというふうには一度もお答えしてないと思つております。なお必要な生活費をとる方法について、内職案内のようになつたのは恐縮でございますが、根本的に申せばやはり教育公務員の待遇がその生活の必要に對して十分なことが出来るようになることが望ましいのであつて、そのためには皆様がたと又地公の関係のかたの御協力によつて、待遇の向上については我々もまず／＼努力を重ねて行きたいと考えております。

○矢嶋三義君 責任がありますね。

○荒木正三郎君 この條項に關連する事項になるかと思つておるんですが、現在教職員で学校に籍を置いておつて、而も教育委員会の事務局に勤務しておる、或いは市町村の自治体の學事關係に勤務しておるものが相当多数に上つておるわけでありまして、これは従来から問題になつておつたわけでございます。そのために定員の少ない学校においては相当多数の人が直接教育に携わらない、学校教育に携わらないでそういう事務をしておる。而も給與の面においても教員給がその方面に相当割かれておるというところは、従来相當問題になつておつたわけなんです。こういうことはこの第二十一條の規定によつて行われておるか、或いは他の規定によつて行われておるか、或いは全く違法なことをやつておるか、その点をこの際明らかにして置いて頂きたいと思ふのです。

○委員長(堀越二郎君) ちよつと政府委員に……大臣が見えまして時間の都合がありますので、荒木さんに対する

答弁はちよつと保留したいと思ひます。文部大臣が見えましたが、文部大臣に対する質問のあるかたはどうぞ。文部大臣は次に行かれる時間の予定もありまして、十二時二十分くらいまでの間に済むように……。

○岩間正男君 私は鑑括質問を継続したいと思つておるんですが、やはり第五條の問題に關連するものであります。この第五條の改正につきましても、いろいろ政府側の説明を聞いたのでありますが、この公開審理がされない。そういう恐らくこれは管理機關のほうでやられるだろう、こういうことを言つておるのではありませんけれども、實質的にはこれはそういうことは不可能な情勢に落されると思ふ。そうしてその結果はそれがどういふところに問題が来るかといふと、要するに大學教育の思想の自由、研究の自由というやうなものが非常に制限されて来るものと深く連關して来ると思ふのであります。そこで今日やはり具体的にお聞きしたいのであります。例えばこの前もお聞きしたのですが、南原氏が全面講和の意思を表明した。ところがこれに對しまして、即刻吉田総理から曲學阿世の徒であるというやうな一つの批評が下された、こういうやうな形で、これは非常に端的に、最も單的に権力から直接なされたやうな批判であります。それがなくなつてもいい／＼今後そういうやうな面において大きな制限というものが加えられる傾向が多く出て来ると思ふ。例えばそこで問題にしたんです。文相は平和擁護とか、それから全面講和の問題とか、それから再軍備反對の問題、これはやはり日本の學に携わる者としては絶対に、世

界の情勢の中に置かれてゐる日本の現在、或いは民族の將來、こういうものの考へてみるときに等閑視することのできない問題だと思ふのであります。で、當然そういうやうな問題に對して意思表示をし、更にそれに対する自分の信念を貫くというやうな立場をとるというやうなことも發生すると思ふのです。こういうやうな問題、或いは国民的な運動が社会党、労働党、共産党並びに民主団体、文化団体、婦人団体、こういうところから展開されております。全面講和の、これは投票のやうなものが展開されているのであります。が、こういうやうな運動を大學教授、教職員關係が支持する、或いはその中に行動するといふやうな事態も或いは起るかも知れないのであります。そういうとき文相はどのように一体お考へになりますか。これは大學の研究並びにこの學の自由、こういう点から考へて具体的に何つて置きたいのであります。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はよく岩間さんから學の自由の自由といふことを伺いますが、學の自由といふことはどういふことか、何つてから御返答申上げます。

○岩間正男君 これはしば／＼申し上げたいと思ふのであります。この學といふものは、アカデミックの一つの伝統の中に入つてゐるだけでは日本の現状においては使命を達成することはできません。やはり一つの確信を持てばそれを力強く主張するであります。主張することはすでに行動であります。文相はどう考へておられますか知りませんが、例えば南原総長が全面講和でなければならぬ、こういう固い信念を持

つてこれを主張したことはつきりした行動だ、これは或る場合においては具体的に小さい行動よりもつと大きな影響を日本の國民大衆に與へるところの一つの行動なのであります。言動なのであります。こういうものが起りましたときに、これは南原さんの信念乃至學の自由といふことを堅持する一つの精神と無關係に起つた事態ではないのであります。ですからそういうやうな面で、そういう事態が起つた場合には、文部省としては、大臣としてはどういふやうにこれを処置すると考へておられるのか、その点承わりたい。

○國務大臣(天野貞祐君) 只今承わりましたけれども、學の自由といふ概念は一つも解明されないと思ふのです。私は岩間さんから學の自由という言葉を幾十回聞いたか知れませんが、會つて學の自由といふ概念はどういふ意味かといふことがつきりしないのです。常識で考へると、學に自由があるはずがない。自由といふのは主体の持つものである、學が自由を持つといふことは、それならば學の自由といわれ言葉は今まで盛にいわれますが、どういふ意味であなたがこゝでお使いになつておるかといふことを伺つてから御返事しないか、もしないか概念が喰違つては返事にならない。

○岩間正男君 私はそういう哲學的ないろ／＼なことをいふよりも、憲法に保障されておる學問、思想の自由、それを大學において、殊にその方面にこれを文相の言を借りますと、學を専門にその点に没入するのだ、こういうことをいつておるのではありませんが、學問をする自由、そしてそれに対してい

ろいろな何といひますか、権力とかそれから政治的な圧力、こういうものが関連して問題になって来るのでありますが、そういうものの中で殊に現実的にはそういうものの圧力が非常に強くつておる、その中であくまで一つの真理を探究して行く、その自由です、その自由をどういふふうに守つたらいひかという問題であります。

○国務大臣(天野貞祐君) まだ私には漠然としておりますけれども、併し今自由を探究、学問を探究するといひまうならば普通には学問の探究、教授、学習という三つのことをドイツなどでは学の自由といふことでいつておりますから、そういうことで解釈して御返事いたします。

○岩間正男君 結構です。

○国務大臣(天野貞祐君) 学問の探究はいくらしてもいいくらしても差支ない、学習もどういふことでもいい、問題は学の教授といふことでございませう。これには当然限界があると思つております。これは国家公務員でありましてから大学教授も国家公務員としての制限を持つておられるというところは岩間さんも御承知の通りだと思ひます。その制限内において許されておる。これは前から申しておりますが、政治的自由といふのはいつでも制限のないところにある自由はない。その制限といふのはどこにあるかといふならば宙にぶら下つておるのではなくして、我々の歴史の中にその制限がある。こういう場合私は前から申しております、無制限の自由といふのはあり得ない、人間の社会にはあり得ない。ましてこの敗戦国にはそういう自由なんというものはあり得ないと私は考えます。

○岩間正男君 私は何回も大臣にそういう御説明を伺つたのでありますが、私は学は研究して、探究してそれを一つとしまつておくといいことでは意味がない、そういう学といふのはアカデミックに考えられて来たけれども、それではやはり日本の少くとも敗戦後の学、大学に少くとも人民の手によつて作られたということが建前になつておる。そういう大学としては私は意味がないと思ひます。そこで探究して学者が一つの結論を得て信念を持つて、真理を持つて、それから政治上の理念として当然これは主張する、そこまで含まなければ私は学は自身は完成しないだらう、その点から申上げておる。ですから南原総長が当然自分の信念であるところのもの、全面講和でなければならぬ、いさゝか情勢、世界の情勢を見、日本民族のおかれておる姿を見るに全面講和以外にない、こういうことを主張する。これに對して具体的に吉田総理からあつたやうな批評を蒙つておる。こういうときにこれは具体的に申上げておるのですが、そういうときどういふふうに文相としてはこの自由を守つたらいいか。つまり学の自由に対する今度は言動の自由が、あなたには国家公務員法の範囲を逸脱したと考へておられますか、南原総長のあの言はどういふふうにお考えになつておられますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は南原総長の言説が逸脱しておるかどうかといふやうなことを少しも言つておりません。あれは殊に吉田総理が秘密会で言

われたといふことであつて、私は南原さんが全面講和を唱へたからそれで吉田総理がこれを曲學阿世だといふわけがないと信じております。いくらでも全面講和を唱へて吉田総理と親しくされておるかも知れません。だから私は全面講和を學説として唱へたから曲學阿世といふことを言うわけがないと自分分は思つておりますが、併しそういうことは明らかかな事実でございせんから、それをとやかくここで言うことは私のしてはいいけないことで、又する考へもございせん。

○岩間正男君 文相としては言ひづらいだらうし、恐らく言ひたいだらうと思ひ、私が推測するのには、そういうことを言われまますけれども……。そういう事実がないと信じている、これは自由であります。文相が、併し現実、実際は客観的な事実なんです。というのは南原総長がこれについて吉田さんの批判に對してはつきりした反駁を出しておられるのだからこれは具体的な事実だ、それでしよう。これは新聞でお読みになつたと思ひます。文相が新聞をお読みになるかどうか知りませんが、お読みになつたのだらうと思ひます。こういう事実を指して言つてい

るのだ。文相自身はそういうことがないだらうと信ずる。これは説明上には便宜だらうけれども、客観的事実でありませんから私はその点をどうしても文相を追ひ込めて……、この点はなかなかむずかしいだらうと思ひます。この点はまあいいでしよう。そこでそれと連関しまして、私は昨日行われましたこの衆議院における予算委員会の戸叶里子氏の質問に對しまして文相が答へられた。この問題は

相当これは今後の日本のやはり文教政策の上において大きな關係を持つて来ると思ふので、こういう点から今の問題と連関してお伺ひしたいのであります。第一まず今日の朝日新聞によりまして、戸叶氏が「今まで新憲法の精神を教へていた小学校で、再軍備問題など憲法と食い違つた問題が現実に取り、先生が説明に困つてゐるが、文相としてどう説明するつもりか」との質問に對し、天野文相は「大要つぎのよう

に答へた。平和を愛し、全面講和をしたいのは日本国民全部の願望だが、生きた歴史の現実は固定したものではない、大学などでは政治について論じて

もよいが、小学校の先生はこれら政治問題に深く立入らないほうがよいと思ふ。子供にはこのような政治問題を教育する必要がない。こういうことを御答へになつたやうに新聞に出てゐるのであります。これは文相は違ひないし、速記録も今私は調べ中でありますが、大体こういうやうな趣旨のことをお答へになつたかどうか、その事実の有無をまずこれは文相に確めた

ではこの政治といふのは決して政党内はつきないと思ふんです。政党内閣とか、或いはいさゝかな派閥とか、そういうやうなことを離れた一般の国民としての心構へとか、国民として持つべき愛情とか、そういうものがすべて政治問題なんです。そういう政治を教へることはいいけれども、政党的な事柄とか、そういうことに余り立入るのはよくない、こういうことを申したのであります。

○岩間正男君 私はまあ大体文相が今朝日新聞に書いてゐるやうなことをお述べになつたかどうかといふことを確かめたのですが、大体まあそういう御趣旨のことをお述べになつたと確認して話を進めたいと思ひます。

私は只今の御説明並びに答へただけで第一戸叶氏の、これはやはり非常に適切な、そして恐らく小学校なんかの教職に奉じてゐるものから見るといふと実に困難な現実的な問題だと思ふのであります。そういう点から發せられた説明に對しては余り御答へになつていないんじやないか、こういうふう

うものは考えられませんが、憲法の
 條項の解釈そのものと現実に起つた問
 題との相違矛盾、こういう問題に
 ついてどういふふうなこれを調和的に
 教えるのであるか、文部大臣に伺いた
 い。こういうふうな適切な御質問であ
 ります。文部大臣は、文相の御答弁が
 なかつたと思つておられますが、私は
 何も戸部氏の代弁をするわけじやあり
 ません、もう一度これにつきまして
 は文相はどうお考えになりますか、今
 の点だけお聞きしたいと思つてあり
 ます。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は憲法の
 戦争放棄の條項というのは、あれがあ
 る以上日本が再軍備をするというこ
 とは、憲法上無理ではないかと思つてお
 ります。併しこれは憲法學者にいろ
 いろの説がありますから、私は今こ
 で私見を述べたのでありますが、自分
 は無理ではないかというふうな考へて
 おります。又現に差当つて日本が再軍
 備をするということになつてゐるわけ
 ではないのでありますから、それでい
 いのだと思つております。

○岩間正男君 私も文相との点は同
 意見であります。現在の憲法において
 再軍備は許さるべきじやない、こうい
 うふうにはつきり考へております。そ
 うしますと、学校の先生の立場に戻り
 ますが、先生がそういうふうな今まで
 教へて来た、それから日本の民主憲法
 の本質的な最も大きな特徴として世界
 に我々が誇り、そして憲法発布記念
 日なんか大きく宣伝してゐることは
 戦争放棄のことです。だからこれは強
 力に教へていたに違ひないのです。と
 ころがまるでそれと變つた事態が起つ

て来るときに、先生は非常に混乱して
 困るだらうと思つてあります。文
 相はこういうふうな問題に對して、あ
 くまでやはり現在の憲法の精神の指示
 するところによつて、あくまで再軍備
 は反對する、こういうことを学校の先
 生たちが教へて少しも差支ない、当然
 である、こういうことはつきり確認
 されておりますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 今まで日本
 には再軍備をするということを言つて
 いるわけじやないのです。吉田総理大
 臣は再軍備はしないと云つてゐるの
 です。そういうときですから、憲法の條
 項には再軍備というものはしないこと
 になつてゐる。現在の日本でもそうい
 うことになつてゐる。けれども歴史の
 現実というものはいろいろに動くか
 ら、社会には再軍備の論をする人もい
 る。しかしそういうふうなこともまたこれ
 はその論として聞くべきものもある。
 そういふようにただ客観的に教へれば
 いいのであつて、どの党派がいいとか
 どの党派が悪いとか、誰がこうだとい
 うようなことを立入つて教へるとい
 うような必要はないと思つております。

○岩間正男君 現在においては再軍備
 ということがまだ先の問題である。吉
 田総理も再軍備はしないとおつしやつ
 ておられる。少くとも国民でそういう
 ふうな考へておられる人もあるかも知
 れない。併し我々国会議員の立場か
 ら、これは先までそういう吉田総理の
 言が守られて行くかどうか、これにつ
 いての客観的な判断は我々にはできて
 いるのであります。又非常に今までの
 変化について感じてゐるのでありま
 す。
 そこでこの憲法の問題ですが、憲法

は一体そんなに、今度の民主憲法でも
 一番骨格をなすところの戦争放棄の規
 定についてそんなに簡単に變更すると
 いうような建前からこれを作られたも
 のかどうか。これは非常に困る。学校
 の先生の場合においても非常に困る。
 これは日本は永久にこれを守り、平和
 を守り、再軍備は反對だ、そうしてど
 のような意味でも戦争に介入しない、
 そういふふうなことによつて今まで子
 供を教へて来て、得々として確信を持
 つて教へて来て、それから公民教育、
 文部省が計画したそういうような先生
 たちの集會の中でも、我々が富山、石
 川あたりを視察に行きましたときに、
 この問題が非常に大きな一つの重要な
 課題として教へられてゐるのは事実で
 あります。だから当然そのような信念
 を以て教へて来た。それが情勢が變つ
 た。明日明後日變るかも知れん、來年
 ぐらゐ變るかも知れん。こういうよう
 な不安定な形で一般教育の理念、そ
 ういふものを一体追求することができ
 るかどうか。そういうところをどうい
 うふうに調和して教へたいかといふ文相は
 お考えになるか、少くともこれは指示
 を得たいと全国五十万の教職員は考へ
 ていると思つてありますから、この
 点について私は懇切な御説明を頂きた
 い。

○国務大臣(天野貞祐君) 何も變らな
 い。變らないことは平和を受ける、そ
 ういふことは變らない。併し日本を、
 どことも國を立てて行くといふこと
 も變らないのです。そういう点にお
 いて何もうたがひない、この思ふ。ただ
 いうようにして平和を守つて行くか、
 どういうようにしてこの日本國とい
 うものを立てて行くかといふことにつ

ては、これは複雑極まりない世界の現
 実においては、いろいろの考へが出る
 というのも當然なことであるから、
 我々は素直にそういういろいろの考へ
 を聞いて、そしてそれを客観的に考
 えて行くという時期に今はあると思つ
 ております。

○岩間正男君 變らないとおつしや
 いますけれども、例へば昨日の吉田総理
 の本院における説明を聞きますと、ひ
 との國によつて安全を保障される、そ
 ういふようなことは民族の自負心が許
 さないといふようなことを言われた。
 この言葉をもちつて進めて何を示唆し
 ているかといふことを考えれば、やはり
 再軍備の問題に大きくつながつて來
 る、自衛隊の問題につながつて來る
 らう、そういう形で論議が大きくな
 行つております。又ダレス氏の報告
 を見ても、こういう問題についてこれ
 はつらば機軸に在ることはできない。
 でこゝろ中では、この論議をこゝで繰
 返すのは目的ではありませんから聞
 きするのではありませんが、日本のそう
 いふ教職員はあくまで憲法を守つて、そ
 うして平和の線を維持する。そのため
 にはやはり再軍備は反對だ、こういう
 確信をもつて教へてよろしい、こうい
 うふうな確認してよろしいと思つて
 おります。

○国務大臣(天野貞祐君) 私は一番大
 切なことは本當に日本を愛することだ
 と思つてゐる。この國を他國に隷屬さ
 せて、他國の指示を受けてこの國のこ
 とをやるといふような精神では一体
 日本國といふものを石にかじりついて
 も自分たちは守つて行くのだ、この歴
 史と伝統を持つてゐる、そして文化
 創造力の豊かなこの民族の住んでゐる

この國、こういう日本國はどこまでも
 これを守つて行くのだ、こういうこと
 が一番の重要な問題で、同時に我々は
 どこまでも平和を愛して行く。平和と
 いうものをどこまでも貫くのだ。併し
 この手段に至つてはいろいろの考へが
 あり得るわけだ。この複雑極まりな
 現実においてはどういふことによつ
 て平和を守るかといふことについて、
 いろいろの考へかたがあるのです。
 我々はそういうことを素直に聞いて、
 これを検討して行きたいと思つて
 います。少くも差当つては再軍備とい
 うことは決してしないといふことを總理
 が言つておられるのです。我々はそ
 ういふ線ではいけないと思つてゐる。
 重ねて申しますが、一番大切なことは、そ
 の國を愛することだと思つてゐる。我々の國
 を、愛することだ。併しその愛するとい
 うことはただ感情的にじやなくて、
 本當に心の底からこの國は自分たちの
 國だ、ここに生れここに育ちここに死
 ぬ、この國はただの國土ではない、こ
 こに歴史と伝統を持つた我々の住んで
 いる國だ。この國を愛しこの國を尊重
 しない思想なら私は全然反對です。

○岩間正男君 私も日本を愛すること
 においてあえて人後に落ちるものではあ
 りません。その点をばつきり言明して
 おく。そういう観点から論議を進めて
 行くのであります。そういうところに
 問題があるのではなくて、大体ボツダ
 ム宣言を受諾して再軍備はできない、
 そうして日本の憲法を作つた。これは
 固い信念であつた。そして我々は憲
 法記念日なんかにおいてしばしばそれ
 を繰返して来た。教育もその一つの
 指導原理になつてゐるのであります。
 そういふことが日本を愛する途にな

申上げた時間が過ぎておるから……。

○岩間正男君 時間が過ぎておるが、私は非常に重大な問題だと思ふ。だから国家公務員法や地方公務員法が大きい問題になるのであります。併し教育内容というものは、そういうような今例えれば具体的に起つた、私は具体論として進めておるのではありませんが、憲法或はボツダム宣言、こういうものを規定する法について、確信を以て教えることが国家公務員法に違反すると、こういうことになつた場合には、明らかにそういうような政治的條例というものは、むしろ人民の性格しからずして来てないと思ふ。それから半の自由を奪うという機能しからずして来てないと思ふ。文相はどのような説明をうまいとされてもそれはそういう結果に陥つておると思ふ。だから当然そういうところまで規定して私はいないんだと、教育内容そのものが、又一方におきまして基本法の第八條、これだけ問題になつて、これは政治活動の制限というところが非常に問題になつておりますが、逆に第一項のほうの精神は没却されておる、これはやはり政治教育は與えなければならぬ、こういうような面があるのではありませんが、成るほど公務員法の規定を受ける面はあるかと思ふ。併し日本、日本のこれは今置かれておる立場、それから民族の将来、それから文相が絶えず口にされますところのこの愛国の問題、それから民族の独立の問題、こういうものから連関するときに、私は当然一つのはつきりしたよりどころに促いまして、これは平和を守らなくちゃならぬ、全面講和の線、或は軍備は反対だ、こういう線はこれは一部の政党が

そういうことを政治的な問題だと言つておるところに問題があるのであつて、何らそれは元來本質的なものじやない、当然それくらいことは人民の常識として教えられるのは、これは当然の今の教育の内容をなすものだと思いますけれども、どうお考えになりますか、その点について。

○國務大臣(天野貞祐君) どうも複雑して来て、岩間さんが私に問われるということは、もう自分の答えた範圍のことじやないと思ひます。新らしいアイデアというものをあなたからここに聞かないのですか、同じことを幾度も幾度も私は問われておるよう思ふのですが、そうじやないでしようか。

○岩間正男君 そうじやありません。

○國務大臣(天野貞祐君) 私はあなたとの間にはもう答えておると思ひます。

○岩間正男君 そうじやないのです。

○國務大臣(天野貞祐君) どうも複雑して来て、岩間さんが私に問われるということは、もう自分の答えた範圍のことじやないと思ひます。新らしいアイデアというものをあなたからここに聞かないのですか、同じことを幾度も幾度も私は問われておるよう思ふのですが、そうじやないでしようか。

ところに大きな問題がある。これは東條時代の一つの社会情勢がはつきり示しておる。だからむしろそういうものに陥つてはいかんというやうな立場から私は聞いておるのですが、だからそういう点でもつて結局何は速記録を研究しても、私が今聞きした点について具体的には文相は御答弁がなかつたじやないか、どうもあいまいでありますね。非常にこれは焦点が巧みに外してある、例えば私は端的にお聞きしておるが、小学校の先生はどうするかという、こういう問題について具体的なお答えがないと思ふのですが、その点。

○國務大臣(天野貞祐君) 焦点が外れておるとおつしやいます、實際焦点がつかめないのです、うまく私にはそういう点があるから、焦点を外そうなどという考えはちつともないのです。何でも率直に言つて行こうというのですが、焦点がつかめないから勢い外れおるということになるかと思ひますが、私の趣意は只今述べたところに盡きておるよう思ふので、改めて何か別の御質問がありますならば。

○岩間正男君 それじや私は條項的に簡単に申上げましょう。

第一に天野文相が多年抱懷される思想からすれば、当然私は全面講和、平和を飽くまでも望むというのを文相が、これは署名もされておる、それから又日本国民全部の願望だということふうにおつしやつておるのであります。文相としては当然その願望を貫くために御努力があつて然るべきと私は考へるのであります。この点はどうなんですか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は当時署名したときにこれは願望だということで署名しておるのです。その願望が達せられないときは、どこまでもいつまでも日本はこのままでは達しないのだとそういう考えには到達できないのです。だからして願望として署名して来ておるのです。今日日本人誰でも、吉田總理初め願望としてすべてそういうことをいねがわれないものはないと思ひます。而も現実にはなかに自分たちの思ふように行かないことがある。そういうところに私は歴史の非合理性というものを痛感しておる人間なのであります。

○岩間正男君 だから文相の今置かれておる立場は刺戟的存在であるというふうに考へるものです。實際そうでしょう。私は願望し、そして國民はそう考へておる、そして天野先生自身自身もそれはそう考へておる。こういう問題に対してこれを行動をもつて貫くかというところに、日本の今までのありかた、敗戦後の我々の覺悟の問題がはつきり分岐点がかつて来ると思ふのであります。そういう点からいいますと、願望を持つておられて、併し情勢が變つておるのを達成されないやうな條件もあるから、これについては考え直さなければならぬ、そうしますと願望というものと現実というものはそういうふうにかどうかです。私はやはり当然文相が多年抱懷されておるこれは御意見なり、御思想なりを何すれば、当然それはそれを貫くというところに問題が蔽いかかつておる、こういうふうにおつしやいますか、どうでございますか。

○國務大臣(天野貞祐君) 私は、岩間さんは実に私どもを觀念論と言われるけれども、あなたが非常な觀念論者だと思ふのです。願望と現実が乖離しないというやうなことを言われるのは非常に意外であつて、私も自分自身についてさへ自分の願望をするやうなありかたになれないので、六十有余年苦勞して毎日現実に自分を反省しつつある人間で、自分の願望するやうな人間に一足飛びになれるものならこんな有難い話はないのです。まして社会が自分らの願望通りに直ちに成れないというやうなことは當然の話ではないか。そういう願望を持つておられますが、併しその手段というものは、願望を持つておるからそれでは駄目だというのではなく、我々はときには改善ということを考へて行かなければならぬ。現実においては改善が最善であるというところにはあり得るのです。平和を守らうという考へは私は徹底的に持つておりますが、如何にして平和を守るかという手段をきめるものは歴史の現実だと思つておられます。だから願望通りというわけには行かないのがこの現実ではないかと自分は思つておられます。

○岩間正男君 そうしますと文相はその願望をどのように果そうとして今まで御努力をなされたか。私は行動の問題についてお伺いするのではありません。それから願望々々という名前前で言われておるが、我々の見るところでは、これはむしろ世界の現実を、これは我々の把握するところではむしろ全面講和は具体性のある、そして可能性のある一つのこれは現実だ、こういう

ふうに我々は把握しておるのでございますが、この二点は如何でございましょうか。

○國務大臣(天野貞祐君)　そういう点に認識の私とあなたとの違いがあると
思つております。

○岩間正男君 第一の点は如何でございましょう。どういふ御努力を今までなされたか。

○国務大臣(天野貞祐君) どういう努力をしたかといつて、個人的の力を述べた席ではないと私は思いますけれども、自分は今まで自分の文筆を通

に、思想を通じて平和のために自分の乏しい力の及ぶ限りを盡して来たいと思つております。ただ併し平和ということはどうして獲得するかという手段は、現在の現実が非常に複雑である、靜かにそういうことを學んでみたい」とこの頃思つております。

○岩間正男君 私は何も個人的でなく、閣僚としてもどういう努力をされたか、こういう点をお聞きしたかったのであります、その点は余りお答えがないようです。

それからもう一つ問題になりますのは、この第八條第一項ですね。それから文相が言われました小学校の先生たちとはこういう政治問題に立入らないほうがいい、こういうところの見解は、これはどういうふうに解釈なされるのでありますか。

○国務大臣(天野貞祐君) 政治という概念が非常に岩間さんなぞは狭いのじゃないかと思うのです。政治というのは国家に關したことはすべて政治的なんです、私の考えでは。でありますから、ここで自分の国というのは、これは自分たちの存在の基体なんだ、この

国に盡すことが本当に生きる道なんだ
 ということを教えるのも政治的なんで
 す。そういう国家と国民との關係と
 か、そういうようなことを何するとい
 うのはすべて政治的なんです。あなた
 のお考えを伺つてみると、政党的とい
 うようなことが政治の中心であるよ
 うであります。私は政治という概念
 をもつと広く考へておりますから、只
 今申した條項の政治教育を重んずると
 いうことと、私の考へとは少しも矛
 盾しないというように思つておりま
 す。

○岩間正男君　それじや具体的に
 聞きますけれども、教えないでもあ
 見ざる、聞かざるというところに上
 げて、そうしてまあ教員も子供も盲
 目にしておきまして、最後の段階に
 なりますと太平洋戦争の中期から末
 期にかけては、もう戦時動員をやり
 まして、そうして工場に入れたりあ
 りゆる戦争協力にこれを追込んだわ
 けなんです。こういうような態勢は
 やはり一つの現実把握、それから政
 治的判斷、こういうようなものが十
 分に與へられていないところの欠陥
 であるというふうに私は考へるので
 あります。で今言われましたように、
 こういう問題を單に一般の常識とし
 ての政治、痛くも痒くもない教へて
 も大して余り必要もないような点に
 ついては、これはまあやつとも差支
 ない。併し今日日本の運

命を決するような重大な、提起された問題については、これは小学校も、中学校も、高等学校の生徒も、それからその教育の内容の中においても、そういうことには触れちゃいかん、こういうようなことにこれは解釈されて来るのでありますが、そうしますとこう

いう熊勢こそは非常に危い熊勢である。曾てのフアシズム時代にとられた熊勢は、見るな、聞くなという熊勢である。そうして而も目隠しをされておつて最後には全く物量的に肉弾として徴用されて行つたというのが日本の五、六年前の記憶に新たなところのうもの、我々の体験なのでありますが、こういうものと、今言う現実の問題に触れていけないという教育内容というのは非常に深い關係を持つ、こういうふうな思ふのでありますが、再び昔を繰返さないという保証をどういうふうにこの教育体制の中に文相はこれをはつきる確立することができると考えておられますか。

○國務大臣(天野貞祐君) 岩間さんの批評は、何でも人の言うことは悪く悪く解釈して行こう、そうして一番極端なところへ持つて行つてそれを批判されるというのでは、如何に論議を盡しても私はどうも盡きないと思う。私は非常に嫌いな言葉だけれども、結局見解の相違ということになるのではないかと思います。

○岩間正男君　　そういうふうにとられるところは不徳のいたすところでありますが、これはそういうつもりで私は無論申上げているのではなく、これは非常に、何としても重要なことであり、今日これを繰返してはならないという点から申上げている。

最後に一つお聞きしますが、国連の慰問文のような問題、これはやはり一つのそういう現実を把握して行くということと関連して行きます。例えば全面講和がいけないように、国連の慰問文を出すということは戦争協力という形になる。事実はそのような。弁解はど

うあつてもそうなり得る。或いは警察予備隊が町に行つたときに、これに對しまして日の丸を持つて出迎えに行くというやうな行爲、或いは更に私は非常に多くの例を持つておりますけれども、最近すでに戦時動員に近いものも、一方で起つております。これは品川の、名前を挙げないほうがいいのですが、某女学校ですが、私立の学校ですが、一、二年生の年齢十六、十七歳くらいで國連協力の実施をして來てゐる。これは食糧会社に動員されているやうな形なんで、これはアルバイトというやうな形かどうかわかりませんが、そういう形で出ている。これに對しまして校長がときどきやつて來て、奉仕作業だ、

だから授業は受けなくても進級させる、こういうような事態もすでに発生しておるのでありますが、こういうものについて文相は、これは今の政治教育と連関してどうお考えになりますか。

○國務大臣(天野貞祐君) 文部省とし

ては、そういうことをしちと言つたこともちつともございません。又そういう

うことが或る限度を越えているということがあれば、それに適當な処置をとりたいと思つております。

○矢嶋三義君 私は簡単に済みます。岩間君の問題は質疑応答が盡されたようでありまして、ずつと角度を変えてしまふ一點だけはつきりさしたいと思

それは今の新教育の進みかたからい
つて、恐らく小学校、中学校、高等学
校で、この外交の問題というのは随分
とやはり取上げられるだらうと思う。
で彼らの自由討議の時間あたりに随分
出て来ると思います。それでこれをど

う、いうふうに取り扱つかということとは、一層教師諸君は悩んでおると思いますが、ここで私がお伺いしたい点は、今朝朝日新聞に出たあの記事を見ますと、先生がたの中に、子供は知ろうという意欲があるのに、そんなことを聞くんじやありません、それは言われんことになっております。そういうような態度をとられるような先生がなが、出て来やしないか。そういうふうな記事を読まればはしないかという点を私は懸念するわけであります。そこで質問になつて来るわけなんですが、そういうふうにとる教師があるというのと、文部大臣が教育基本法第八條の政治教育を、この問題に関する限りは否定し

た、こういうようにとられはしないか。教育基本法は御存じのように「日本国憲法を確定し」、そしてあとに「とうてい根本において教育の力にまつべきものである」というふうに前文で示されて、それから第八條で第一段と第二段があるわけですが、この二段では、「法律に定める学校は、特定の政党を支持し、又はこれに反対するための政

治教育その他政治的活動をしてはならない。」こう出ているわけなんです。それから、教師諸君は具体的にそういう問題が出て来た場合は、然るべき良識によつて教授しているだろうとは思うのですけれども、今朝の朝日新聞だけで見ますと、政治教育を否定した、こうい

うふうにとられはしないか。で、もう少し具体的に申上げますが、私は外交上の問題につきましても、これは蠟燭状に小学校の生徒は小学生らしく、申学校の生徒は中学生らしく、大学は大学生らしく、らしさをやはり時事問題としてとり上げなくちゃならない政治

教育の問題があると思うのでありま
す。もう一つ具体的に申しますとい
うと、例えば教育の場において全面講和
ということ、それだけを主張するとい
うことになる、若干問題も起つて
来るかと思ひますけれども、生徒の間
題になつた場合、全面講和というのは
こうなんだ、多数講和というのはこう
なんだ、單獨講和というのはこうなん
だ、こういう考えかたがあるというよ
うな教育というものが大臣は否定され
ているのか、その点を私承りたいと思
ひます。でないとお教師諸君の中には
生徒から聞かれた場合、生徒が最も関
心を持つてゐる事柄だから聞くと思ひ
ます、そのときに、聞くのじやありま
せん、という、生徒は疑惑を持ちま
すし、うつかかり言つと教育委員会から
首にでもなるのじやないかと、こうい
うふうで考える先生がいるのじやない
かと思ひます。その点をもう少し私は
大臣に、衆議院で答弁された気持ちを
つきりここで承つておく必要がある
のでその点だけ伺ひします。

○国務大臣(天野貞祐君) 只今の御質
問は非常に要領を得ておりました、又
私など小学校を教えたことのないもの
に体験のある言葉を聞いて、やはり
私もつと詳しく言へばよかつたと思
つて、大変感謝すべき御質問だと思つ
ております。私は今申しましたよう
に、政治教育という概念を、国家に関
するところの所轄と関連してゐるとこ
ろでは政治的というふうで考へており
ます。従つてそういう意味の政治教育
というものは是非とも必要だ、日本の世
界に置かれてゐる位置とか或いは今世
間で全面講和とか單獨講和というもの
はどういう事柄であるとか、そういう

この教授は、これはもう当然して頂
かなければならないことなんです、
その際に、自分が何かの立場をとつて
生徒を説得するやうな、或いは又い
れかの政党がどうかという党派のな
らに引込んで、或る政党を不利にす
るといふやうな意図を以てやるのか、
或いは国家公務員法に規定してゐるこ
とを超えたことをするとか、そういう
ことを私は立入つたという言葉で言つ
たのであつて、今矢嶋議員の言われた
やうなことは、これは当然なすべきこ
とだといふふうに思つております。
○委員長(堀越二郎君) それでは文部
大臣に対する質問を終了しまして、先
ほどの二十一條に關連する荒木君の質
問に對して政府委員の答弁を承りま
す。

○政府委員(關口隆克君) 荒木委員の
御質問に對してお答えいたします。教
員であつて教育委員会の職員の仕事
をしてゐるものがあるといふのは、ど
の規定によつて可能なのかといふ御質
問だつたかと思ひます。それにつきま
しては教育委員会法第四十七條に該當
する一つの規定がございますからちよ
つと朗讀いたします。「教科用圖書の検
定又は採択、教科内容及びその取扱、
その他特殊な事項に關する専門職員に
は、教員をもつて、これに充てること
ができる。但し、その期間中は、教員
の職務を行わなければならない」とい
ふことになつておりました、この規定
の説明を簡単に申し上げますと、教科書
の検定、採択、教科内容、その取扱そ
の他特殊な事務又は技術に關する事務
職員又は技術職員といふことの限定が
ありまして、さやうな事務又は技術に
ついては、教員がそのまゝ教員として

の身分を持つてそのまゝでも、事務を
とつて差支えないのだといふ規定がこ
こに置かれております。その趣旨は恐
らく教員以外に全然専任の職員として
適当な人を得ることができない場合も
ありましようし、又教員の身分のま
ま、その職務に従事しても差支はない
といふ二点からしてこの規定ができた
ものと了解しております。
○荒木正三郎君 そうすると、現在学
校の教職員で教育委員会の事務局に勤
めるといふことは、教育委員会法によ
つて正當に認められておるといふこ
とになるわけですね。そうすると、
又問題は別な点からこの是非について
問題がでると思ひますが、これは
まあ今の際述べるべき問題ではないか
と思ひますが、現在においても学校の
教職員の数が少いといわれてゐるわ
けであります。それを更に事務職員の
ほうに多数振り向けるといふことは、学
校教育に非常に支障を來すことになつ
て來ると考へるのですが、そういう点
については文部省はどういうふうにお
考えですか。各都道府県には教育委員
会は相當設置されております。これら
の事務職員が、教職員を以て充てられ
るということになれば、学校の現場に
働く教職員の数は非常に少くなつて來
る、その数だけ少くなつて來る、又給
與の問題についてもその方面へ引張か
れるといふやうなことになる、学校
教育の上に非常な支障を來すやうな結
果になつて來るわけですが、現在支障
を來しておつて問題を起してゐるの
ですが、さやういふ点についてはどうい
うふうにお考えになつてゐますか。
○政府委員(關口隆克君) 四十七條で
かういふ特殊な事務又は技術を取扱
う職員を採用できるようにしてゐるとい
うことは、趣旨としては学校教育を助
長し学校教育を充実する、同時に教育
委員会としてとるべき事務内容に欠け
るところをなくすようにするといふ
両方の趣旨を兼ねておるのでありまし
て、さういふ意味から言へば、学校の
教員が教員の身分を保有しておつてそ
うして教育委員会に來てこのやうな事
務を取扱つておるといふことは、い
わば学校を助けてゐるといふやうな恰好
にもなつておる点があります。
なお学校の教員の数が足りないのに
さういふことをしたら学校では手不足
で困るではないかといふお話でござい
ますが、それはやはりその辺にはおの
ずから適當の限度といふものがあつ
て、教育委員会としてはさういふこと
についてはやはりその管下の学校の実
情といふものを十分考慮し、慎重に考
へられ、なおその当該の学校の先生が
た等ともお話しの上でやつておられる
ことと思つております。
○荒木正三郎君 私今の答弁困るので
すけれども、これ以上申上げてもしよ
うかないと思ひますがね。というの
は、教育委員会の事務局に使う人は教
職員をやめてそこへ使へばいいわけな
らぬ、それを学校に籍を置いて使
うといふことになれば、学校に割当て
ある定員というのがあるわけですね。
その定員が減少するわけですね。それ
だけ学校教育に支障を來すといつてお
るわけであつて、今の答弁ですと支障を來さ
ない、非常にいいことがあるのだとい
うお話でしたけれども、でんで違つて
おるのです。まあ併しこの問題は教
育委員会法にさういふ規定があれば、
この問題について私どももお検討しま
す。これ以上御質問してもせんかたが
ないと思ひます。
○委員長(堀越二郎君) 本日はこれに
て散会いたします。明日は午前十時か
ら開会いたします。
午後一時五分散会
出席者は左の通り。
委員長 堀越 儀郎君
理事 加納 金助君
若木 勝蔵君
木内キヤウ君
委員 上原 正吉君
左藤 義詮君
平岡 市三君
荒木正三郎君
高田なほ子君
高橋 道男君
山本 勇造君
矢嶋 三義君
岩間 正男君
国務大臣 天野 貞祐君
政府委員 文部大臣 相良 惟一君
計課長事務代理 文部省大学 稲田 清助君
学術局長 文部省調査 關口 隆克君
普及局長
事務局側 常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

昭和二十六年二月二十三日印刷

昭和二十六年二月二十四日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所